

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2001-518369(P2001-518369A)

【公表日】平成13年10月16日(2001.10.16)

【出願番号】特願2000-514699(P2000-514699)

【国際特許分類】

A 6 1 M 25/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 25/00 4 1 0 H

【手続補正書】

【提出日】平成17年9月28日(2005.9.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】長手方向に延びてなる可撓性カテーテル本体部分、渡り部分及び先端領域を含んでなり、

前記先端領域が前記渡り部分に対して引き寄せられた状態と押し出された状態との間で該渡り部分及び先端領域を偏倚させることなく軸方向において移動可能であり、

更に、可膨張性バルーンを含んでなり、該バルーンが作用部分並びに近位及び遠位端部分を有し、該遠位端部分が前記先端領域に取着されてなり、前記作用部分が少なくとも3つのロープを形成するように予め設計されてなるバルーンカテーテル。

【請求項2】前記バルーンの前記近位端部分がカテーテル本体部分に取着されてなる請求項1に記載のカテーテル。

【請求項3】渡り部分が前記カテーテル本体部分に対して軸方向に固定されてなる請求項2に記載のカテーテル。

【請求項4】前記先端領域が前記渡り部分に対して同心に設けられた要素である請求項1に記載のカテーテル。

【請求項5】前記先端領域が前記渡り部分周囲に該渡り部分と同心の管状要素を含んでなる請求項4に記載のカテーテル。

【請求項6】前記先端部が前記渡り部分に対して軸方向に滑動可能である請求項5に記載のカテーテル。

【請求項7】前記先端部が前記渡り部分の遠位部分を覆うように該遠位部分と同心に設けられてなる請求項6に記載のカテーテル。

【請求項8】前記渡り部分が固体ガイドワイヤ要素である請求項7に記載のカテーテル。

【請求項9】前記渡り部分が前記可撓性本体部分に固定されてなる請求項8に記載のカテーテル。

【請求項10】前記渡り部分が管状要素である請求項1に記載のカテーテル。

【請求項11】前記カテーテル本体及び先端領域が、前記バルーン内部を通って、前記先端要素の先へガイドワイヤを通すように構成されたルーメンを含んでなる請求項1に記載のカテーテル。

【請求項12】前記渡り部分が前記ガイドワイヤを通過させるルーメンを含んでなる請求項11に記載のカテーテル。

【請求項13】先端領域が折畳み可能な領域によって関着されてなる請求項1に記載のカテーテル。

【請求項 14】 前記先端領域が入れ子式の関係にある請求項 1 に記載のカテーテル。

【請求項 15】 前記カテーテルと前記先端領域との間に取着されてなるストランド要素を含んでなる請求項 1 に記載のカテーテル。

【請求項 16】 前記ストランド要素が、前記先端領域が引き寄せられた状態又は押し出された状態にあるとき偏倚しない弛んだ状態にある請求項 15 に記載のカテーテル。

【請求項 17】 前記先端要素及びカテーテル本体が相補的嵌合構造を有してなる請求項 1 に記載のカテーテル。

【請求項 18】 前記先端領域及びカテーテル本体が差込嵌合構造を有してなる請求項 17 に記載のカテーテル。

【請求項 19】 前記カテーテル本体が前記バルーン内部に渡設されてなる渡り部分を有してなり、前記渡り部分が前記可撓性カテーテル本体部分の連続延長部分である請求項 1 に記載のカテーテル。

【請求項 20】 前記カテーテル本体、渡り部分及び先端領域が、ガイドワイヤを通過させるルーメンを含んでなる請求項 19 に記載のカテーテル。

【請求項 21】 前記バルーンが実質的に非弾性の材料からなる請求項 1 に記載のカテーテル。

【請求項 22】 前記バルーンが P E T からなる請求項 1 に記載のカテーテル。

【請求項 23】 体外に残留する領域から体内に配置される端部領域まで長手方向に延びてなる可撓性カテーテル本体部分と、

体外に残留する領域から前記可撓性本体部分内を通り、端部領域を越えて延びてなる渡り部分と、

前記渡り領域に対して引き寄せられた状態と押し出された状態との間で入れ子式に滑動する先端領域と、

近位及び遠位端部分を有してなり該遠位端部分が先端領域に取着されてなる可膨張性バルーンとからなるバルーンカテーテル。

【請求項 24】 前記バルーンの前記近位端部分がカテーテル本体に取着されてなる請求項 23 に記載のカテーテル。

【請求項 25】 渡り部分が前記カテーテル本体部分に対して軸方向に固定されてなる請求項 24 に記載のカテーテル。

【請求項 26】 前記先端領域が引き寄せられた状態又は押し出された状態にあるとき、前記カテーテル本体、渡り部分及び先端領域が偏倚しない請求項 25 に記載のカテーテル。

【請求項 27】 前記バルーンが実質的に非弾性である請求項 23 又は 26 に記載のカテーテル。

【請求項 28】 前記バルーンが少なくとも三つのロープを形成するように予め設計されてなる請求項 27 に記載のカテーテル。